

公益財団法人神奈川県公園協会
相模原公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
施設利用編

令和3年2月9日

1 ガイドラインの目的

相模原公園の公園施設利用における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

施設の利用に共通する項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

3 各園内施設の対応

3-1 サカタのタネグリーンハウス

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・利用者が距離を置いて並べえるように目印の設置等を行う。
- ・入口に非接触顔認証体温検知器を設置する。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル、券売機等）を定期的に消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う
- ・2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする
- ・グリーンシアターについては、利用時は前後左右1席以上空席を設ける措置を行う。

利用者への周知

- ・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

- ・緑の相談コーナーでの面談相談は、1回当たり15分以内とする。

密の回避

- ・人との距離を2m（最低1m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-2 公園ナビステーション

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤を設置する。
- ・利用者が距離を置いて並べえるように目印の設置等を行う。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を定期的に消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・常に出入り口を開放し、換気実施状態とする。

利用者への周知

- ・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・人との距離を2m（最低1m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-3 研修室

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤、体温計を設置する。
- ・利用代表者から、利用者全員の検温結果、体調について聞き取りと記録を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・利用後に人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う
- ・2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする
- ・利用定員は、1利用あたり上限人数を設定する。（最大利用人数研修室（大）20名、（小）4名）

利用者への周知

- ・上記内容を研修室利用申し込み時に、利用者へ説明を行う。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。
- ・本研修室利用ルールの厳守する。

3-3 管理事務所

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤、体温計を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

施設の消毒、清掃

- ・定期的に人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を消毒・清掃する。
- ・車椅子の貸し出しについては、使用後速やかにアルコールで消毒を行う。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う
- ・2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする

利用者への周知

- ・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-4 クロッカス休憩所

(1) 施設管理者の対応

施設の消毒、清掃

- ・定期的に人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、窓を常時開放する。
- ・休憩用腰掛に、人との距離をとるサイン表示を行う。

利用者への周知

- ・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-5 遊具、森の木展望台

(1) 施設管理者の対応

密回避の対応

- ・使用上適切な距離（約2 m）を取るよう、注意喚起サインの設置。
- ・遊具の階段等利用待ちで密集する可能性がある箇所には、目安となる2 mの印等を付ける。

利用者への周知

- ・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・遊具利用待ち等時に、人との距離を2 m確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-6 ドッグラン

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤、体温計を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

施設の消毒、清掃

- ・管理詰め所内で、人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・管理詰め所内を密閉空間にしないよう、こまめな換気を行うとともに、2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする

利用者への周知

- ・上記内容を運営する市民団体へ打ち合わせ周知を行う。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

公益財団法人神奈川県公園協会
相模原公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
イベント編

令和3年2月9日

1 ガイドラインの目的

相模原公園で行う各種イベント等（以下、「イベント等」という）における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、イベント等の主催者や指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

イベント開催のための共通項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

3 指定管理者が共催（以下、共催者という）となる場合、配慮する事項

共催者は、前述の各方針やガイドラインに基づいて、主催者とともに適切に実施するものとする。また主催者の分担が、イベント運営業務の全般である際は、共催者は、主催者が当配慮事項を適切かつ確実に遂行しているか確認し、不備がある場合は指導を行う。

4 イベントの形態別の対策について

（1）大規模イベント（屋外）・・・春、秋フラワーフェスティバル、しょうぶ祭り等

- ・指定管理者が主催する大規模イベント（屋外）は、多方面からの不特定多数の来場者が見込まれ、入場者数の管理や連絡先の把握等の対応が困難なことから、当面の間、開催を見合わせるものとする。
- ・指定管理者以外の主催者が行う大規模イベント（屋外）は、主催者が感染症拡大防止対策を徹底し、確実に履行されることが明らかな場合に限り、開催を認める。

（2）観察会体験型イベント・観察会等（屋外）・・・自然観察会、公園散歩、ノルディックウォーク等

- ・説明や案内、周知を行う際は拡声器等により声を拡散させることにより、飛沫の発生、密集・密接を防ぐ。

（3）体験型イベント（園芸教室等）

- ・室内を常に換気し、密室の環境を作らないようにする。
- ・室内（研修室）は、利用ルールに則り使用を行う。（研修室（大）20名以下の利用、（小）4名以下の利用）